

【z111】 福島県職員の特別休暇

①	産前産後休暇
②	配偶者の出産休暇
③	育児参加休暇
④	妊娠障害休暇
⑤	妊産婦検診休暇
⑥	通勤緩和休暇
⑦	育児休暇
⑧	男性の育児休暇
⑨	子育て休暇
⑩	短期介護休暇
⑪	生理休暇（11号休暇）
⑫	忌引き休暇
⑬	結婚休暇
⑬-2	不妊治療休暇（出生サポート休暇）
⑭	配偶者、父母及び子の祭日の休暇
⑮	夏季休暇
⑯	ボランティア休暇
⑰	骨髄移植休暇
⑱	リフレッシュ休暇
⑲	選挙権等の権利行使のための休暇
⑳	裁判員等として官公署へ出頭するための休暇
㉑	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇
㉒	地震、水害、火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇
㉓	地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇
㉔	交通機関の事故等を事由とする休暇
㉕	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇

注) ②～⑤及び⑨～⑱は、休暇（欠勤）願では「休暇の種別」として記載する